

箕面市シティプロモーション冊子
作成等業務委託に係る仕様書

令和8年(2026年)6月

箕面市 企画部 ブランド戦略課

1 目的

本業務は、本市が有する魅力を写真・イラスト・図等を使用して視覚的に分かりやすく紹介する冊子を発行することで、本市への関心・理解を深めるとともに、本市の魅力を広く発信し、移住定住者の獲得を目指すことを目的とする。

また、当該冊子は、不動産会社やイベントにおける本市のプロモーションブース等で配架し、ターゲットは、これから引っ越しを検討する子育て世帯をメインとするが、市内外問わず幅広い世代が見ても本市の魅力が十分に伝わるものとする。

2 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで

3 費用

上限金額 1,280,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

業務内容にかかる費用は、受注者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

4 業務内容

(1) 当該冊子作成にかかる業務

受注者は、当該冊子作成に関する以下の業務を行う。

(ア) 情報収集・企画立案

(イ) デザイン・レイアウト

(ウ) 記事作成及びそれに伴う取材・編集作業

(エ) その他、校正・校閲等、作成に必要なすべての業務

(2) 写真撮影委託業者との連携

受注者は、別途委託する写真撮影業務受注者と以下のとおり連携する。

(ア) 写真撮影業務受注者との打合せ会議の実施

(イ) 写真撮影業務の同行

(ウ) その他、必要に応じて連携をとること

(3) 印刷製本・納品

当該冊子の校了後、項番5のとおり印刷・製本して納品するほか、電子データもあわせて納品する。

5 仕様・規格等

規格／色	A4 版、中とじ製本／フルカラー印刷
総ページ数	12 ページ
紙質	マットコート紙 110kg
発行部数	10,000 部
電子データ	市ホームページ掲載用として PDF ファイル、 再編集可能なデータとして AI ファイル(当該冊子の修正・更新が必要となった際に、市職員が容易に変更を加えられる状態のデータとすること。)
納品期日	令和8年11月20日(金)
納品予定先	大阪府箕面市西小路4-6-1 箕面市 企画部 ブランド戦略課

6 委託料の支払い

委託料は、業務完了払とする。

市は業務の完了を確認し、受託の請求があった日から30日以内に支払うこととする。

7 著作権の帰属

(1) 行政情報の取扱い

市が提供する行政情報等は、すべて市に帰属するものとし、受注者は当該情報の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。

(2) 著作権

当該冊子作成にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を市に無償で譲渡すること。

受注者は、市の行為について、著作者人格権を行使しないこと。

作成するデザイン・写真等は、受注者に帰属するものとし、市が当該情報を他の媒体への転載、引用等を行う場合は、受注者の許可を得るものとする。

8 その他

(1) 当該冊子掲載内容について、以下の内容を留意すること。

(ア) 当該冊子に箕面市誕生70周年記念ロゴ及び市が指定する協賛企業名を掲載すること。掲載内容及び掲載箇所については、市の指示に従うこと。

- (イ)当該冊子へは、「箕面のスポット紹介、四季折々の箕面の紹介、市施策紹介、アクセスマップ」の掲載を必須とする。
- (ウ)その他、当該冊子の構成、デザイン、記事内容等については、市と十分に協議すること。
- (2)3回以上の校正を行い、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3)本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受注者が代行すること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については受注者が負担すること。
- (4)本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、市へ報告すること。
- (5)本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。
- (6)本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、情報セキュリティポリシー、その他関係法令等を遵守すること。